

日本をめぐる中立問題

——日本の安全保障との関連において——

田 村 幸 策

序 言 中立制度と中立主義の区別

第一章 国際法上の中立制度

第一節 戦時中立制度

第二節 永世中立制度

第三節 永世中立制度の実例

第二章 外交政策上の中立主義

第一節 中立主義の意義

第二節 中立主義と中立条約

第三章 日本の中立化問題

第一節 マッカーサーの発言

第二節 ソ連の中立押売り

第三節 日本社会党の中立論

第四節 共産主義と中立思想

第五節 西欧社会党と中立主義

結 言

序言 中立制度と中立主義の区別

ネール首相は一九五七年四月一八日「アジア法曹会議」における演説で、「近頃多くの政治家たちは、同じ言葉を全然ちがった意味に使っている。その適例は中立とか、中立主義という言葉である。中立とは戦争の場合に、交戦国のどちらにも味方せず、双方に対し公平な立場をとって、戦争の外に立つことである。今日世界のどこにも戦争は存在しないにかかわらず、なぜ中立というのか。このような思想の混乱は是正しなければならない」とのべた。これは国際法上の制度としての戦時中立並に永世中立と、外交政策として行われる中立主義とを混同して使用することの誤りを指摘した名演説である。国際法上の制度としての中立の立場をとる国は、それによって国際法の規定する一定の権利義務の主体になるが、外交政策として中立主義をとっても、国際法上いかなる権利も取得しなければ義務も負担しない。日米安保条約改訂交渉当時一九五九年三月二〇日、フェドレンコ大使は日ソ協会における演説で、日本はインドやインドネシアの例に倣って「永世中立国」の地位をとれと勧告した。これなどがネール首相のいう「混乱した思想」の持主たる典型的事例である。インドやインドネシアは「中立主義」の外交政策はとっているが、かつて「永世中立国」になる国際条約を結んだ歴史はないからである。

第一章 国際法上の中立制度

第一節 戦時中立制度

国際法上の制度としての中立には、戦時中立と永世中立との二種ある。戦時中立とは甲国と乙国との間に戦争状態が発生した場合、どちらの交戦国とも平和関係を継続する丙国の地位をいい、中立国にも交戦国にも、国際法上一定の権利を創造する国際法上の制度である。戦争の存在を前提とし、戦争の存在なくして、中立の観念は成立しない。

どんな国でも他国間の戦争に中立の立場を選べば、誰人の承認も必要とせず、国際法上当然その瞬間から、平時にはもつことを許されない特別の権利義務の主体になる。たとえば中立国は交戦国の軍艦に二四時間以上、自国の港または領海に留まることを許してならない国際法上の権利と義務をもち、また中立国政府（人民は許される）は交戦国に武器弾薬など戦争資材を売ったり、借款を与えてならない義務を負うに至るがごときそれである。

しかし戦時の中立国は中立の立場をとることが、自国の利益であるから、任意に中立国の地位を選んだのであって、いつでも自国の利益の命ずるところにしたがい、中立国の地位を放棄して、自国の好む側に加担して、その戦争に参加しうる国際法上の権利を与えられている。すなわち中立国たる国際法上の地位を獲得するがためにも、これを放棄するがためにも、他国の承認を必要としない。但し特定の戦争に特定の国と特定の期間、中立を守ると約束すれば、もちろんその約束を守ってその特定の国に対し戦争を行なうことは許されない。日ソ両国政府は、第二次世界大戦の「全期間」を通じ、一方は他方に対する戦争に参加しないと約束した「日ソ中立条約」の当事国であった。しかるに

ソ連はその誓約を破って、日本に戦争をしかけるのみならず、終戦後も一〇年間の久しきに亘り、七五万の日本人を捕虜として強制労働に酷使し、今日もなお南樺太、千島列島、齒舞、色丹まで不法占領をつづけている。

第二節 永世中立制度

しかるに特定の戦争のみならず、すべての戦争に対し、永久にこれに参加しない国際法上の義務を負う国がある。それが永世中立国である。「中立化された国」ともいう。古典的意義におけるスイスの永世中立制度によると、スイスは強国間の「集团的条約」によって、攻撃をうけた場合自衛のためにする以外、いかなる国に対しても戦争を行わないこと、間接に戦争に卷込まれるような国際的義務（たとえば同盟条約の当事者となること）を負ってならない、という二つの約束を条件として、将来永久にその独立と領土の保全を「保障」されている。詳言すれば強国間の集团的条約によって保障されていることが、永世中立国たる第一の必須要件である。すなわちある国の永世中立化は、それを利益とする強国間の「集团的行為」であって、強国の明示または黙示の承認により、かかる国に永久的な中立的地位を与えることである。故にたとえば一九一八年アイスランド、一九二九年ローマ法王国が一方的宣言によって、自国の永世中立国たることを声明しても、そのカテゴリーに入らない。学者はこれを「自己中立化」または「自治的中立化」とよび、政治上の効果は否定できないが、法律上の効果は与えられない。

永世中立国たる第二の必須条件は、それが「契約的行為」に基くことであって、中立化される国の「同意」を必要とするとともに、永世中立国は一方的に中立的地位を放棄することを許されないことである。かく永世中立国は戦争

や軍事同盟への参加を禁止されているが、決して主権国たる完全な地位を失うものではない。もし永世中立国がかかる拘束を破れば、それは単に永世中立国に保障されている保護を失うに終るのみである。

何故一国が永世中立を希望するかといえば、その国が小国であつて、国際政治への積極的参加を好まないからである。また何故強国がかかる小国の中立化を望みかつその独立の保障まで引受けるかといえば、一つの強国がその小国を支配して、他の強国よりも強大となり、強国相互間の勢力の均衡を破ることを虞れるためであつて、かかる小国の独立を保全することによって、強国自身の安全を維持せんとするのである。強国相互間に「緩衝国」(buffer state)を設け、強国が相互に国境を接することをさげんとすることも、永世中立制度の目的の一つである。故にそんな地位にない国、そんな価値のない国は、永世中立国たりえない。

永世中立国の義務は三つある。第一は自衛のための外は戦争に参加しないこと、第二は戦争に卷込まれるような軍事同盟その他の義務を負わないこと、第三は攻撃をうけた場合、永世中立国は保障国に援助を求めると否とにかかわらず、必ず先づ自己防衛を行う義務あることがそれである。第一次世界大戦後の国際連盟には、スイスは原加盟国として加入したが、連盟理事会はスイスの「特異の地位」をみとめ、スイスは連盟の行う「軍事行為」には参加も強要されなければ、スイス領土内における外国軍隊の「通過」と「軍事行動の準備」とを許すことも強要されないとの了解の下であつた。しかるにその後エチオピア事件(一九三五—三六年)が発生し、国際連盟が初めて「経済制裁」をイタリヤに加えた際、スイスは右の了解事項を拡張解釈して、「経済制裁」に参加することも、スイスの軍事的中立を危殆ならしめるとして参加を拒否した。その後更にヨーロッパの形勢が悪化するにしたがい、国連の集团的制裁から遠

ざからんとするスイスの意図も濃厚になったため、一九三八年五月一四日連盟理事会はスイスが「永世中立を採用し、いかなる方法たるを問わず、もはや制裁に関する連盟規約の実施に参加しない意図を表明したので、スイスはかかる参加に招請されないことを宣言した」との決議を採択するとともに、「スイスは自己防衛の用意と準備」とを整えることを注意している。この決議にはソ連と中国が棄権した。現在国際連合はかかる自由裁量の余地を許さないため、スイスは今日もなお国際連合に加盟を拒否し、国連外に立っている。

次に保障国の義務は二つある。第一は保障国自身が、永世中立国の領土を攻撃または脅威しない義務である。ドイツは自ら保障国でありながら、第一次および第二次大戦とも、ベルギーとリュクサンブールの永世中立を破ったため、今日は両国とも永世中立化は廃止されている。第二は永世中立国の領土が保障国以外のいかなる国から侵害をうけた場合、保障国は戦争を賭しても、その領土の保全を守護せねばならない義務である。第一次大戦におけるイギリスの対独宣戦はこの理由であった。

第三節 永世中立制度の実例

第一項 スイスの永世中立

スイスは一六四八年のウエストファリア条約によって独立を承認されて以来今日まで三百年間、中立の伝統を保持する光榮ある歴史の持主だが、フランス革命当時、一時その地位を失ったことがある。今日の永世中立国たる地位は、一八一五年三月二〇日ウィーン会議において、イギリス、フランス、ロシア、プロシア、オーストリア、スウェーデン、

スペイン、ポルチエガルの八カ国宣言によって、スイスの永世中立が承認され、八カ国の集団的保障が与えられたのである。スイス自身も同年五月二七日この宣言に加盟した。この宣言は更にウイン會議議定書第八四条によって確認され、同年十一月二〇日英仏露普の四大国条約も重ねてこの宣言を承認している。列強がスイスを中立化した主たる理由は、フランスの侵略からスイスを守らんがためであった。その後スイスはヨーロッパにおける幾多の戦争にも首尾よく中立保持に成功してきた。

しかしスイスは中立保持のため、国境に堅牢な要砦を築造し、国民皆兵主義（二〇歳から六〇歳まで、三段階に分つて強制訓練）の下に、強力な軍隊（動員総力は七〇万）を組織し、現に普仏戦争当時（一八七一年一月）、スイス領土内に逃げ込んだフランス兵八万以上の武装解除を行い、終戦までこれを抑留し、よく中立国たる義務を履行した。

第一次大戦には無事に中立を守ることができたが、第二次大戦には前後二回ヒトラーのドイツから中立侵犯の危機に直面した。第一回は一九四〇年ドイツ軍がスイスのヌーシャテルとジュネーブを通過してリオンに入りフランス中部に突進せんと企てたときであった。もしベルギー、オランダ、フランス北部における連合軍の抵抗がもっと永く続き戦線が膠着していたならば、ドイツはおそらくスイス通過の計画を実行に移し、フランス軍の大兵団を背後から包囲する作戦をとったであろう。しかるにフランス北部の戦線が脆く急激に崩壊したため、スイスを通過してその中立を破る必要がなくなったわけであるが、仮りに通過が試みられたとすれば、ドイツ軍はオランダ、ベルギーにおけるよりも、更に遙かに強い抵抗をうけたにちがいない。第二回は一九四五年米英軍が北アフリカ上陸につづいてイタリアに上陸作戦を行った際、ドイツ軍はイタリアにおけるドイツ軍およびイタリア軍との連絡を図るため、シンプロン

殊にゴタールのトンネルを掌握して、イタリアへの通路を決開せんとしたときであった。この危機を救ったのはスイスの軍隊であり、必要の場合その軍隊を使用せんとするスイス人の決意であった。

第二次大戦の勃発した一九三九年九月一日ドイツ軍がポーランドに侵入するやスイスは直ちに「動員令」を発した。ある山村における当日の光景を叙した文章に、「この朝、村役場の助役さんが鐘をならしながら、村の辻に立って動員令を声高らかに読みあげた。すると時計の針が一〇分もたたないうちに、肉屋の店から、パン屋の裏口から、アパートの出入口から、軍服に身をかため、鉄カブトと銃剣で武装した男たちが、続々ととびだしてきた。すぐにでも戦うのできる立派な兵隊さんだ。かれらは三々五々家族たちが操従する馬車に乗って、指定の集合場所に急ぐのであった」とある。スイスの中立は決して安価で買取ったものではない。国防費も増額されれば、新兵の教育期間も延長され、国内の各地に要塞が構築され、一九三九年九月には四〇万の軍隊が召集された。一九四〇年五月フランスが降伏すると「総動員令」が発せられ、国防費は一挙に一〇億五千万フランに達し、一九四四年には一五億フランにはね上り、総歳出の五九パーセントに及んだ。アルプスの要塞だけで五億五千万を使った。スイスがよく前後二回の世界大戦に、中立を保ちえたのは、スイス人の旺盛な国防意識と周到な自衛組織によるもので、中立即独立、中立即自衛をモットーとするスイス人の偉大な国民精神の発露に外ならない。自力で自国を守らんとする国民皆兵のスイス人にとっては、「市民か兵士か」の区別はなく、「愛国者か売国奴か」の区別あるのみ。

第二項 ベルギーの永世中立

ベルギーは一八三一年オランダから分離して独立国たる承認をうける条件として、永世中立国となった。中立化の理由はスイスの場合と同様、フランスの侵略からベルギーを守らんがためであった。一八三一年一月一五日イギリス、フランス、プロシア、ロシア、オーストリア、ベルギーの六カ国間に調印されたロンドン条約第七条は、ベルギーの「独立」と「永世中立」とを規定し、第二五条においてベルギーを除く他の五大国による「保障」が規定されている。しかし肝心なオランダはまだベルギーの独立を承認していない。オランダがベルギーを正式に承認したのは、一八三九年四月一日イギリス、フランス、プロシア、オーストリア、ロシア、オランダの六カ国間に調印されたロンドン条約第二条であつて、同時に前記五大国の「保障」を確認している。

ベルギーの永世中立は、一九一四年第一次大戦当時ドイツ（プロシアの相続者）が、フランスに侵入する有利な通路としてベルギーを攻撃（シュリーフェン計画）したため破られた。戦後ベルギーの「要望」により、戦勝国はベルギーの永世中立化廃止に同意するとともに、戦敗国たるドイツ、オーストリアをして平和条約により一九三九年の条約廃棄に同意せしめた。その後イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギーの五カ国は、一九二五年一月一日のロカルノ条約によって、「ベルギーの中立化に関する諸条約の廃棄を了承」した。かくしてベルギーの永世中立は第一次大戦とともに消滅した。

しかるに一九三六年ドイツがロカルノ条約を破棄したため、ベルギーは再び中立政策に復帰せんと欲し、ロカルノ条約の義務からの解放を要求するとともに、国際連盟規約第一六条の義務（制裁参加の義務）に対し、ややこれを制限せんとする解釈を発表した。一九三六年一〇一四日ベルギー国王の閣議における演説は、ベルギーが中立の地位に復

帰したものと一般に解釈された。そこで英仏両国政府は一九三七年四月二四日共同通牒をもって、ロカルノ条約によって、ベルギーが両国に対して負担する「保障義務」から解放すると同時に、これらの条約によって両国自身がベルギーに対して負担する「保障義務」はそのまま順守する旨を確認した。これに対しベルギーは国際連盟規約上の義務を恪守するとともに、ベルギーの領土が他国を侵略するための「通路」または「作戦基地」に使用されることを極力防止する旨を声明した。ドイツ政府は直ちに一九三七年一〇月一三日この声明に対し、ベルギーが戦時ドイツの敵と協力しない限り、その領土を尊重する旨をベルギー政府に通告した。

しかるに第二次大戦におけるドイツは、第一次大戦当時よりも、更に遙かに大規模にベルギーの中立を侵破した。それがため戦後ベルギーは、現在の国際連合に加盟するに当り、中立に関する特殊地位を要求することをしなかった。故にベルギーの永世中立の地位は、国際連合憲章が設けた集団安全保障の一般組織に基く、権利と義務に吸収されたものとみなさざるをえない。

第三項 リュクサンブールの永世中立

リュクサンブール大侯国はオランダ国王が大侯を兼任する、学者のいう「君上連合」の関係にあると同時に、ドイツ連邦の加盟国の一つでもあったため、一八五六年以来プロシアがドイツ連邦からリュクサンブールに駐兵の権利を与えられていた。しかるに一八六六年普墺戦争の結果ドイツ連邦が解体されるや、ナポレオン三世がリュクサンブールをオランダ国王から買収せんとした。しかしリュクサンブールのフランス併合は、フランスとプロシアとの勢力の

均衡を破るものとしてビスマルクが反対したため、中立化をもつて機宜に適する解決策たることに合意が成立した。そこで一八六七年五月一日リュクサンブールは、イギリス、フランス、プロシア、オランダ、イタリア、ベルギー、オーストリア、ロシア、リュクサンブール九カ国間のロンドン条約により、「集团的保障」の下に「永世中立国」を形成すること、リュクサンブールは「すべての他の国に対し中立を守る義務」あることが規定された。ベルギーのみは自ら永世中立国たるがため、「保障義務」を免除されている。リュクサンブールの中立化もスイス、ベルギーと同様、フランスの膨脹を阻止するのが目的であった。

リュクサンブールの中立化の特色は、スイスやベルギーのそれと異なり、「非武装」を条件としていることである。軍隊は国内の治安維持のためにする警察目的以外には許されないのみならず、要塞の築造も禁止されていた。リュクサンブールの中立は第一次大戦当時一九一四年ベルギーに先だち、ドイツ軍がフランスに侵入する通路として利用したため破られた。戦後ドイツとオーストリアは平和条約によって、リュクサンブールの中立制度の廃止に同意したが、中立化に関するロンドン条約の廃止は行なわれなかった。一九二〇年一月一六日リュクサンブールは国際連盟に加入を許されたが、加入申請に当り、リュクサンブール政府は、(一) 国際連盟保障の下に従来の中立を保持したいこと(二) 連盟規約第一六条の制裁参加義務を免除されなくとも差支えないこと、(三) 連盟理事会の命ずる軍隊の通過を許すこと、(四) 連盟に反抗する国に対する経済上または金融上の報復手段に参加すること、(五) 但し連盟が共同に従事する軍事行動に参加を強要されたり、または外国の侵略に対し武器をとって自国領土の防衛を強要されないことを要請した。

しかるにその後間もなく、リュクサンブールはこれらの留保を撤回し、連盟規約特に第一〇条が加盟国に課した一切義務を受諾する旨を通告して、連盟加入を許された。ところが一九二三年四月二八日リュクサンブールは国際連盟に対し、「一八六七年のロンドン条約は依然として有効であつて、リュクサンブール大侯国に永世中立の義務を課している。この中立は厳かに憲法第一条に宣明されている。リュクサンブール大侯国は独立、不分割、不譲渡の永世中立国」であると通告した。

第二次大戦にドイツによるリュクサンブールの中立侵破は、第一次大戦当時と同様であつた。今日は事実上伝統的な中立的地位を放棄し、一九四四年一月三〇日の法令により、「強制軍務制度」を採用し、それに必要な憲法改正の手續が一九四八年四月二八日議會を通過した。この軍隊はブラッセルス条約（一九四八年三月一七日調印）および北大西洋条約（一九四九年四月四日調印）に基づいて設立された軍事組織に編入されている。

以上、永世中立の歴史を回顧して学びえた教訓は、スイスがヨーロッパ累次の戦争にかかわらず、よく中立を堅持しえた理由は、スイスの中立を「保障」した条約の成果というよりも、主としてスイス人の旺盛な国防意識と周到な自衛組織によることである。またベルギーとリュクサンブールが二回にわたつて中立を侵破され、しかもその中立を破つた国は、両国の中立保障国それ自身であつたことは、大国が自己の利益の命ずる場合、保障条約上の義務など、たちまち作戦の必要に隸属せしめられることである。殊に永世中立制度を生むに至つた事情には、それぞれ歴史上の必要があつたのことで、ソ連が自己の利益のみを本位として、日本と西ドイツを「永世中立国」化せんとしても失敗することはもちろん、両国を東西ブロックのどちらにも所属しない「中立主義」の国にすることも成功しない理由は

ここにある。日本と西ドイツに対するソ連の中立工作は、両国からアメリカの勢力、特に軍事勢力を駆逐せんとすることが唯一の目的であつて、あわよくば、ソ連自身がアメリカ地位に取つて代わらんとする野望に外ならないことは、識者を待つて知ることではない。

第四項 オーストリアの中立

第二次大戦後に新たに生れた「永世中立」と名乗る国にオーストリアがある。しかしその永世中立はスイスやベルギーなどのごとく、大国間の「集团的条約」による「保障」がないため、古典的意義における国際法上の正式な永世中立国の定義には該当しない。さりとてアイスランドやローマ法王国のごとく、単純な一方的宣言による自己中立化の国とも異なっているわけは、オーストリアの一方的中立宣言はソ連との約束に基くもので、ソ連の「保障」はないが、ソ連との関係においては、その一方的宣言を勝手に撤回しえない義務を負っているからである。

オーストリアは第二次大戦後、独立を回復して一〇年にわたる英米仏ソ四大国の占領から脱却する条件として、専らソ連の要望に基き、一九五五年一〇月二六日「永世中立」に関する憲法法規を制定（同年十一月五日発効）し、その第一条に「外部に対し永久に独立を確保するため、かつ自国領土を侵されないたため、オーストリアは自己の自由意思により永世中立を宣言する。オーストリアは一切の手段をあげて永世を維持防護する。永久の将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアはいかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にかなる外国の軍事基地の設置も許さない」とある。

オーストリアのいう「永世中立」の内容は、「軍事同盟不加入」と「外国軍事基地不許可」の二つを一方的に声明したもので、この声明は対外的にはソ連に対してのみ法的効力をもつにすぎない。オーストリアは各国政府にこの憲法法規を送ってその「承認」を求めた。日本政府も一九五五年一月一六日これを承認した。スイス型の永世中立には、大国間の集团的条約による「承認」の外に「保障」が不可欠の要件である。オーストリアの永世中立には承認のみで保障は存在しない。その最も有権的な証拠はアメリカ政府の公文に発見される。一九五五年五月二七日アメリカ國務長官が大統領に提出したオーストリア条約に関する報告書（この報告書は大統領から批准のために上院に送付するもの）によると、「一九五五年四月一五日オーストリアとソ連との間に結ばれた協定には、オーストリアが領土の不可侵と保全とに対する、英・米・仏・ソ四大国の保障を希望したとあるけれども、アメリカはそんな保障を与えなかった。オーストリア条約の成立は四大国によるオーストリアの領土保全の保障を条件としたものでない」とある。更に同年一月六日オーストリアの憲法法規を承認したアメリカ政府の公文にも、「右の法規に定義されていることき永世中立を承認」すると念を押し、永世中立の意義を前述の二事項に限っている。殊に一九五五年五月一五日調印の「独立民主国としてのオーストリアの再建のための国家条約」第一条にも、「主権、独立、民主国」とはあるが、「永世中立国」とも単なる「中立国」ともいう文字は発見できない。

一九五五年一月一四日オーストリアは国際連合に加入を許された。スイスの永世中立が国連憲章と両立しないにかかわらず、何故オーストリアの永世中立は両立するのかとの疑問が起った。その回答は国連憲章の下における制裁は、安保理事会と「特別協定」を結んだ加盟国が、安保理事会の要求によってのみ行われるのであって、オーストリ

アは安保理事会から、かかる協定締結の免除を期待しうる国柄だからというにであった。

なおオーストリアの永世中立の意義に関し一九五六年一月二日フィグル外相は国連総会での演説において、中立それ自身が目的ではなく、中立はオーストリアの独立と領土保全とに役立たねばならないこと、オーストリアの中立は「武装中立」であって、攻撃を受けた場合には、自国を防衛する用意があること、またオーストリアの中立はイデオロギー的性格をもたないこと、その中立はオーストリアの国家を拘束するが、個々の市民が自由に意思を表現（たとえば反共的言論）する憲法上の権利を制限しないと強調した。ところがオーストリアの国家自身も一九五六年一〇月二八日ソ連に対し「人道上」の見地からハンガリーに流血の惨事をやめるよう訴え、また同年一月九日国連総会がハンガリーから、ソ連軍の撤退を要求した決議に「賛成投票」を行い、これらの行動がいずれもオーストリアの永世中立と抵触しないことを明らかにしている。

第五項 南北両ベトナムの中立

一九五四年七月二一日のジュネーブ会議最終議定書第五項によると、「会議は南北に分割された両ベトナムが、いかなる軍事同盟の当事者にもならなければ、いかなる外国の軍事基地も設置しない、とある停戦協定の条項を了承」するとともに、「会議はカンボジアとラオスの両政府が、国連憲章の原則、ラオスの場合は停戦協定の原則に合致しない、軍事同盟に参加しないこと、また安全の脅威されない限り、外国軍隊のために基地の設置義務を負う協定を結ばないとの両国政府の宣言を了承」するとある。「中立」なる文字は発見されないが、内容はオーストリアの永世中立と

全く同様な二つの事項を定めたものである。ベトナムの場合は二つの事項が停戦協定に規定され、ラオスとカンボジアの場合は一方的に宣言したことを、それぞれジュネーブ会議に参加した大国が「了承」したにすぎない。

第六項 ラオスの中立

一九六二年七月二三日のジュネーブ会議議定書によると、ラオス政府は(一)軍事同盟その他ラオスの中立と両立しない、いかなる協定も結ばないこと、(二)ラオスは外国に軍事基地の設定を許さないこと、(三)ラオスの領土を軍事目的または他国への内政干渉の目的に使用することを許さないこと、(四)東南アジア同盟機構(シアトー)を含むいかなる同盟または軍事的連合の保護をみとめないことを「声明」し、これに対し米・英・仏・ソ四大国の外、中共、ビルマ、カンボジア、タイ、南ベトナム、北ベトナム、インド、カナダ、ポーランドの合計二三カ国が、ラオス政府のこの声明を歓迎するとともに、ラオスの主権、独立、中立、統一、領土保全を「承認」し、これを「尊重かつ順守」すると宣言し、これに対し侵害または脅威ある場合、一三カ国は右の原則の順守を確保するため、ラオス政府並にかれら相互間に「合同協議」を行う約束を行っている。一九五四年には一方的宣言であったが、一九六二年には「中立」なる文字も現われ、ラオスの中立を侵す国があった場合には、合同協議を行う義務を負っているので、ラオスの中立はオーストリアの永世中立よりも、一步スイスの永世中立に接近しているといえる。

第二章 外交政策上の中立主義

第一節 中立主義の意義

第二次大戦後主としてアジア、アフリカに生れた五〇有余の新独立国間に唱えられる「中立主義」(neutrality)なるものは、中立の文字を使用しているけれども、国際法上の中立制度(neutrality)とは全体異なった観念であつて、戦争の存在とは関係なく、平時における外交政策上の方針を指し、具体的にいえば、共産主義国間の軍事同盟にも参加しなければ(ユーゴーのとき)、自由主義国間の反共同盟にも加入しない国の地位を意味する。しかしこの言葉の用法の非合理性は冒頭にネール首相が指摘した通りであつて、かれはインドの地位を形容する場合、特に「中立」なる語をさけ、「ノン・アライメント」(non-alignment)、すなわち東西どちらの系列にも所属しない意味の言葉に代えている。今日この言葉は日本では「非同盟」と意識され、ジャーナリズムの言葉になつてゐる。

アジア、アフリカの新興国がとつた中立主義の始祖といわれるネール首相は一九五五年のバンドン会議において、「私は両ブロックのどちらにも所属しない。私は世界になにが起ろうとも、そのどちらにも所属したくない。私は何人も恐れない。インドは他国の友情以外には何人にもたよらない。インドは自分自身にたより、他のいかなるものにもたよらない。われわれはあるがままの事態に直面しなければならない。すなわち両ブロックのどちらが、どんな軍備を持とうと、戦争を行えば目的を達成しえずして、廃墟に終る結果に導くことがそれである。故にわれわれが解決しなければならぬ最初のことば、戦争をさけねばならないことである。第二にわれわれはアジアの諸国全部が結束

すれば、大国が戦争を始めることを阻止できるかを考えねばならない。もし大国が戦争せんとすれば、われわれはそれを阻止することはできない。しかしわれわれはそれに差をつけることはできる。たとえ一国でも、両ブロックの勢力が均等にバランスしていれば、それに差をつけることはできる。私の関する限りどんな戦争が起ろうとかまわない。インドは自衛のための外は、戦争には参加しない。もし私がブロックに加入すれば、私は自己の存在を失う。もし世界が二つの大ブロックに分割されるれば、その結果はどうなるか。不可避的な結果は戦争である。故に世界においてどちらのブロックにも所属しないとよばれる地域を減少する措置はすべて危険であつて戦争に導く。それは軍事力をもたない諸国の目標や均衡や世界観を減少することになる。あらゆる同盟条約はそれに加盟した国に、安全をもたらしさずして、不安全をもたらししている。かかる条約は原子爆弾をもたらししている。かかる条約は安全感を生ずるかも知れないが、それはニセの安全であつて、そんな安全にさそい込まれることは悪いことである。二つの巨人は向い合つて立ち互におそれている。今日の世界はこの二巨人の存在するがためのみではなく、原水爆時代の到来によつて、戦争の理念も平和の理念もすべて一変した。われわれは過去の時代の条件で考えたり行つたりしているが、將軍たちや兵士たちが、過去においてなにを学ぼうと、この原子時代には不要である。さてわれわれアジア、アフリカ諸国は、消極的に受身で行かんとするのか、それともどちらかの側にバランスを顛覆さす措置をとらんとするのか。それは安全问题にならない。もし戦争になり、もしまた原子爆弾が落下すれば誰がわれわれを保護してくれるのか。われわれはヨーロッパの紛争、ヨーロッパの悩み、ヨーロッパの衝突に引込まれ、結びつけられんとするのか。私はヨーロッパ、アジア、アフリカで誰ともケンカをしたくないが、もし他国がケンカをした場合、なぜ私もケンカをしなければなら

ないのか、なぜかれらのケンカや戦争に引きずり込まれなければならないのか。それだから私はそんなケンカから離れ、ケンカをしないという、われわれの意思を行使したい。私はわれわれが世界に偉大な影響力を行使しえないことをよく知っている。しかしわれわれの影響力が増大することは疑いない。現に増大しつつある。われわれは今日といえども、若干の影響力を行使できる。われわれの影響力が、大きかろうと小さかろうと、それは正しい方向、曇りなき目的と理想と目標をもつ方向に行使しなければならない。それはアジアの理想を代表し、アジアの新しいダイナミズムを代表する。もしそれを代表しないのであれば、一体われわれは何者であるのか。ヨーロッパ人か、アメリカ人か、ロシア人かのコピーなのか。われわれはアジア人であり、アフリカ人である。それ以外の何者でもない。もしわれわれがロシアかアメリカかその他のヨーロッパの陣営の仲間であるとすれば、それはわれわれの威厳、われわれが新にえた独立、新にえた自由、新しい精神、新にえた自信にとって、あまり名誉にならない」と中立主義の意義とその必要性は、大国間の戦争に卷込まれたくないこと、中立主義諸国が結束すれば、第三勢力として大国間の戦争阻止に一役演じうること、中立主義国は旺盛なナショナルリズムを支えらるべきことを明かにしている。しかしかれの高遠な中立主義哲学も、やがて勃発した中印国境戦争で破産した。

アイゼンハワー大統領は一九五六年六月六日の記者会見で「各国が中立主義をとる権利を守って、軍事同盟をさげようとする決意は自然であり、また慎重なことですらある」と、中立主義が軍事同盟に加入しない外交政策を意味することを明かにしている。三日後の六月九日ダレス國務長官が、「中立主義は時代遅れの観念であり、極めて例外的な場合を除いては、非道徳的かつ近視眼的な観念である」とのべたことは、長官の信仰に基く発言であって、中立主義

を「時代遅れ」と評したわけは、国連の集団安全保障主義と両立しないからであり、また「非道徳的」と酷評したわけは、「共産主義」を「悪」と確信するかれの立場からは、やむをえなかったからである。

マクミラン首相は一九六〇年一〇月一五日イギリス保守党大会において、「今日の世界は対立にみちている。東西の対立、共産世界と自由世界、先進国と低開発国、民主主義国と非民主主義国の対立がそれである。フルシチョフ首相は更に世界を共産主義国と資本主義国と中立主義国との三つのブロックに分けている」と前提し、「世界には中立主義国家群なるものがある。軍事同盟のどちらにも加入しない国のことをいう。イギリス連合にはノン・アライメンツの政策をとる国がある。しかしかれらは共産主義には反対している。このことは軍事グループに所属しないイギリス連合以外の国にも妥当する。すなわち軍事的にはコミットしないが精神的にはコミットしないわけではない（オーストリアがその適例）。この意味で本当の中立ブロックなるものは存在しない。これらの国には大国間の戦争に巻き込まれたくないという一念で中立である。逆説的ではあるが西欧側の力のお蔭がなかったならば、これらの国の中立は重大な脅威をうける。ナトー、シアトー、セントローのお蔭がなかったならば、特に西欧側の決意のお蔭がなかったならば、どこまでこれらの国が中立的立場を保持しうるかは疑問である。ナトーが生まれなかったならば、またアメリカ、カナダ、イギリス、フランスがナトーを放棄したならば、これらの国の自由と独立は、どうなるであろうか」と声明した。一九六〇年一〇月一〇日フルブライト上院外交委員長は東京の記者会見で、「日本の中立主義（こういう言葉が適切か否か、わからないが）は、民主主義と共産主義のイデオロギー上の中立という意味ではない。世界には民主主義と共産主義とのどちらかを選択するか態度を決めない国もあるが、日本はそうではなく民主主義を信奉してい

る。ただ戦争特にアメリカと共産諸国との戦争に卷込まれたくないと希望し、軍事同盟をきらっている意味の中立に外ならない」とある。日本が同盟に参加したわけは、参加によって大国間のバランスを図ることこそ、戦争防止の最も効果的方法と信じたことと、日本自身大国間の争奪戦の対象になっているとの自覚に基くのである。中立主義は自由世界にのみ繁茂する可弱い植物であって、次の三つの要素に依存しうる場合にのみ生存する。第一は中立国自身が容易に侵略者に屈服しない強靱な意思の持主たること、第二は終局的には自由世界の支持を暗黙に期待しうること、第三は中立国が独立の地位を占めうる地理的、政治的背景をもつことである。第一の資格をもつ国にはスイス、スウェーデンなどがある。一九五五年ユーゴの国防相は「いかなるブロックにも加盟を望まない国は、防衛力の強化に特別の関心を払わねばならない」と警告した。一九六〇年九月スカルノ大統領はアイゼンハワー大統領に対し、「われわれが中立主義などと、贅沢なことをいえるのは、最終的には自由世界、特にアメリカの援助を期待しうるからである」と卒直に真実を告白した。なお中立には左寄りで、共産圏とのみ国交をもつ国もある。

第二節 中立主義と中立条約

中立主義の主目的は戦争の回避にある。そのため中立条約または不侵略条約が利用される。不侵略条約とは甲国と乙国が一定の期間、相互に攻撃を行わない約束であるが、中立条約とは甲乙兩國のいずれか一方が第三国と戦争状態に入った場合、他方がその一方を攻撃しない約束であって、戦争の存在を前提としてのみ発動する点に差異がある。「不侵略条約」は締結国の双方が侵略の可能性をおそれ、しかも双方とも戦争をさげんとする場合か、一方のみに侵

略の可能性が存在し、他方を油断させるためか、他方が第三国と結合することを防止するためかに結ばれるが、「中立条約」は締約国の双方が第三国との戦争の可能性をおそれ、いずれか一方が現実に第三国との戦争に卷込まれた場合、他方が敵国側への加担を阻止するのが目的である。ソ連のコゼフニコフ教授は「中立条約とは締約国の一方と第三国との間に発生する戦争に、他方が参加しないことを約束するか、または一定の領土を軍事上の作戦の舞台か、軍事的基地にしないことを約束する契約である」と定義し、「今日多くの国は平和運動を背景として、中立を平和的共存の一形態とし、帝国主義諸国が設けた軍事的ブロックへの不参加としている」との説明を加えている。「定義」の末段はオーストリア、ベトナム、ラオスの中立を指し、「説明」の末段はソ連がインド、インドネシアなどの中立主義を認めざるをえなかったことを意味する。なお中立条約と不侵略条約とは、ソ連が建国以来殆んど排他的に利用し乱用した外交方式の双壁である。

第三章 日本の中立化問題

第一節 マッカーサーの発言

日本における中立思想には三つの源泉がある。いずれも外来思想であって、それが惨胆たる敗戦直後の日本人の心理を微妙にとらえ、やがてそれが人為的に育成され、広く深く根を張るに至った過程は必ずしも簡単でない。最初の輸入者は占領軍最高司令官マッカーサー將軍であって、「日本は極東のスイスたるべきだ。日本はスイスが中立になったと同じ理由で中立たるべきだ。どちらの側と結んでも日本人は破滅することになる」と日本に説教したことがそ

れである。スイスの中立史を歪回した非現実的な発言にもかかわらず、かかる発言が大敗戦に打ちのめされ、戦争はもうこりこりだという深刻な厭戦思想に押潰されていた当時の日本人の心理を強くとらえたことは決して不自然ではなかった。殊にこの思想がポツダム宣言に基き日本人の間から軍国主義の思想を一掃する使命をもった、マッカーサー司令部の意識的政策によって大いに発達助長されたのみならず、ポツダム宣言の命ずる日本の完全武装解除は、占領軍の起草にかかる日本国憲法第九条に規定する「戦争の放棄」、「戦力の不所持」、「交戦権の不承認」という三重の厳しい形式をとって、法的に恒久化されたことによってますます促進された。しかしマッカーサーの夢は一九五〇年朝鮮に対するスターリンの赤裸々な侵略によって無惨に破られた。一九五三年一月東京訪問のニクソン副大統領が日本に憲法第九条を押付けたのはアメリカの誤りであったと告白したが後の祭りであった。七年間つづいた占領は、日本人をして日本自身の運命に対する関心を失わしめ、外部の世界がどうあるかと、日本には無関係だとの逃避哲学に耽けらしむるに至った。アメリカと安保条約など結ぶと世界的に展開されつつある自由世界と共産世界との戦争に巻き込まれるから、そんなものに掛り合わないのが賢明だとの哲学がそれである。しかし今日のごとく世界が狭くなり近くなり密接になった時代に、日本のような重要な戦略的地位にある大国が、中立の山陰で逃避的生活に耽ること、たとえ日本人自身が希望しても、世界的な権力均衡の上から許されない。このことはドイツについても同じことである。東京の真只中で共産主義者のエリートが、モスクワと北京の声援と拍手のうちに、大胆なデモを展開し、狂暴な破壊活動をほしのままにしていることこそ、逃避哲学の破産以外のなにものでもありえない。

第二節 ソ連の中立押売り

中立思想の第二の輸入者はソ連であつて、サンフランシスコの平和会議でソ連が提出した二つの修正案がその発端である。その一は日本に外国の軍隊も基地も許さないこと、その二はソ連や中共を対象とする軍事同盟に加入しないことである。この修正案が拒絶されると、ソ連は戦術を転換して、米軍が事実上日本に駐留しえないよう「基地の撤去斗争」を展開し、日本は独立を回復しながら外国軍隊の駐留を許すことは、独立の実を失うものと宣伝し、巧みに日本人の衿持に訴えた心理的効果を狙った。宣伝は奏功して「職業的基地闘争業者」すら出現している。

一九五八年一二月二日ソ連政府は日本政府が安保条約の改訂交渉を開始するや公式に、「日本の安全は再軍備と戦争を拒否し、中立を守る可能性を日本に与える日本国自身の憲法の規定を厳格に順守することによって最もよく保障される。日本の自主的平和愛好の政策、この中立の道こそ、国家の真実の独立と、真の安全保障の確立をもたらすものである。ソ連政府は日本による中立政策の実施が、極東における平和と安全並に国際的承認をえた平和共存の五原則に基く国際協力の増進に重要な建設的寄与をなすものと考え。ソ連は日本の中立を尊重する旨の厳粛な誓約をすることというをまたない」との干涉的申出を行い、いよいよ新安保条約が調印されると一九六〇年一月二七日更に日本政府に対し、「ソ連は他の列強とともに日本の中立に必要な保障を与える用意がある。ソ連政府はソ連、中共、日本の三国間に平和な友好条約を結び、アメリカその他の太平洋諸国をこれに参加せしめることを主張する」と申出で、新条約の批准を阻止せんとする工作に乗出し、五ヵ月後の一九六〇年四月二二日には三度日本政府にこのテーゼを

繰返し主張した。

一方フルシチョフ首相は日米交渉の途中一九五九年四月二〇日、日米安保条約廃棄後における日本の安全保障方式に関し、本多良介（ソ連通信社専務理事）に与えた回答の形において、具体的に次の五種類のいずれかによることをあげ、これをモスクワ発行の英文雑誌を通じ全世界に公表している。

一 ソ連は日本の永世中立を尊重かつ順守する保障を与える。保障の形式に関し、適当な協定を結ぶ問題は、日ソ両国間または日中ソ三国間で、具体的に討議すればよい。

二 ソ連はまたアジアの他の関係諸国とともに、日本の中立の集団保障にも参加する。

三 ソ連はアメリカが日本の中立の集団保障に参加することに反対しない。

四 日本の中立を確保する一方法は、米・ソ・日・中四国間に平和友好条約を結び、他のアジアおよび極東諸国にも参加を許すこと。

五 日本が国連による中立保障を望めば、ソ連はこれを歓迎する。

日本人の圧倒的多数が潜在的侵略者と恐れているソ連や中共から、日本の安全を「保障」され、枕を高くして眠りうる無神経な日本人はいないはずである。それはネコに安全を保障されて、危険を感じない愚かなネズミがいないのと同断である。ロシア人が有名な条約違反の常習犯人たることは天下の常識である（註）。そんな国からいくら「誓約」にされても、第二次大戦の末期に中立条約を破って戦争を仕掛けられ、熱湯を吞まされた日本人は、そんな「誓約」に一億国民の生命を託すほど健忘性患者ではない。しかしソ連の日本中立方式は、後述する日本社会党の安全保障方式

の「原型」を構成する意味において極めて重要な提案である。ソ連は現行の安保条約が調印されてから発効までの百五十日間に、日本政府に六回公文を送り、しかも核攻撃の報復を脅威しながら、米国との軍事関係を切断して、中立の地位をとれと執拗に主張した。ソ連の対日心理戦争で最も成功したことは、日本人に戦争特に核戦争を恐れしめ、厭戦思想を育成し、独立の矜持に訴えて反米思想と中立思想を浸透させたことである。

ソ連政府の中立申出に対する日本政府の回答は「ソ連の勧奨する中立の諸方策は、日本が自らの安全保障のため選んだ基本的立場と背馳するので、受入れえないことというまでもない。日本は現下の国際情勢において、殊に第二次大戦終了後極東に起った諸事態（中国本土の共産化と朝鮮戦争）を考慮するとき、自国の安全を確保し、極東の平和を維持し、ひいては世界平和に貢献するため、安保条約に基き米軍の駐留を必要と考える」とある。当時ロンドン・タイムズ紙は「ソ連と中共が日本を圧迫すれば、中立政策を採用せしめうると考えたのは誤りであることが立証される。中立政策は日本の威厳および安全と一致しない」からとの正論をかかげた（一九五九年五月一九日）。

（註）一九三九年ソ連はエストニア、ラトビア、リスアニアの三独立国と相互援助条約を結び、同年一〇月モロトフ外相はソ連の最高会議で、「われわれは完全な相互主義の下にこれらの条約を誠実かつ正確に順守する。バルト三国のソ連化などというのは、全くたわごとであって、われわれの共同の敵と反ソ挑発者の利益に奉仕するのみ」と公然声明した。しかるにその舌の根の乾かぬ一九四〇年三国は無惨にも強制的にソ連に併合され、欧州の地図から姿を消し墓場に埋没した。アイゼンハワー大統領は一九五九年の年頭報告で、「アメリカ人は歴史的に条約を神聖なものとして尊重するが、共産主義者の理論と実践によると、条約は反故紙同様なものである、という苦い教訓を学んだ。故に共産主義者を当事者とする条約には、条約自体内に、自動的な実施機構が存在しない限り、アメリカは信頼をおきえない」と声明している。

第三節 日本社会党の中立論

日本における中立思想の第三源流は日本社会党であるが、残念ながら、かれら自身の頭脳から出た思想ではなく、全然ソ連の日本中立方式の受売りでなければ、焼直しにすぎない偽造品たることは、社会党案とソ連案とを比較すれば、三歳の童子も欺きえない。日本社会党中央委員会は一九六六年八月三十一日次の決定を行っている。

社会党政権は広範な国民運動を背景とし、外交上の手続きを経て、安保条約を廃棄する。アメリカ軍の撤退、軍事基地の撤去、沖縄小笠原の返還を実現し、日中、日ソの平和条約を締結すると同時に、ソ連、中共、統一朝鮮と友好不可侵条約を結び、相互の不信と脅威を除く。不可侵条約はアメリカに対しても提案する。これらの不可侵条約を基盤として、日・米・朝・中・ソなど日本を取巻く関係諸国の参加する平和保障体制を樹立し、日本の安全・中立を保障する。

先ず北方領土の回収に沈黙を守って、ソ連に対する忠僕振りを発揮したことが目立つ。ソ連案は日本の中立保障の一本で筋を通しているが、社会党案では「不侵略条約」が優位を占め、「相互の脅威」を除くことが目的になっているが日本はソ連や中共に脅威を与えうる地位にないことを忘れてならない。またソ連案には集団的に日本の中立を確保する場合、「平和友好条約」に止まるが、社会党案では「不侵略条約」を基礎とする「平和保障体制」とあって、両案とも法理的には思想の混乱を発見せざるをえない。ソ連案の受売りである以上、社会党はソ連の対日政策実施の手先に外ならない。中立という言葉は使っているが、スイス、オーストリア、スウェーデンの中立が旺盛な国防意識に立

脚するのとは大いにちがった非現実的な「非武装中立」という、かつてリュクサンブールが課せられた永世中立と同種のものである。しかも共産圏寄りの中立であつて、やがて共産陣営に移る過渡的性格の中立である。日本社会党中央委員会は一九六八年一月一三日「非武装中立」に関する統一見解として、「非武装中立をすぐ完全に理解しないから排除するのは誤りであり、わが党を中心に可能な限り幅広く勢力を結集することが必要である」と発表した。社会党が現在の外交、国防政策を変更しない限り、日本国民多数の支持は絶対に期待できないが、ストックウイン博士の新著によると「イタリアの社会党では党内の一つの派閥が主導権をとり、党の路線を急激に変更することも可能だが、日本社会党では常に限界があり、外交問題でも中立主義を常に押出して、党内をまとめるのが、最善の道となつていゝる」とある。果してしからば「非武装中立主義」の看板は、マルクス・レーニン主義者たる日本社会党左派の路線でまとめたもので、ますます日本にとって危険な政策になる。

第四節 共産主義と中立思想

共産主義のイデオロギーからいうと「敵か味方か」であつて、敵でもなく味方でもない中立の立場は、かれらが最も軽蔑する日和見主義者として許すべからざる存在である。レーニンによると「中立主義はブルジョアの欺瞞であり偽善である。資本主義と共産主義との死斗において、第三の道はありえないし、あつてならない。そこには感情も許さない」とある。ソ連の大百科辞典によると「現在の帝国主義制度の下における中立の地位は、中立国を戦争に巻き込むことから防ぎえないから、いかなる条件の下においても、中立の地位は危険な幻想である。そのみでなく中立の

地位は、事実において、侵略を正当化するものであって、戦争の開始に役立つ一つの要因である」とすら定義している。ソ連の国際法教科書（一九五五年版）には「強大な好戦国家が隣りの中立国をいつでも押し潰しうる限り、どんな種類の中立もありえない」とのマルクスの言葉を引用している。フルシチョフ首相は一九六〇年七月六日オーストリアのクラークンフルトの演説で、「オーストリアには中立国だから世界の大きな政治問題に介入する必要はないとの気分があるが、その見解は正しくない。中立とは世界から隔絶した山脈ではない。平和のための斗争はすべての国民の問題であり、その斗争に中立であるならば、すべての国にとって恐るべき惨禍をもたらす、新しい世界戦争の惹起を許すかも知れない」と、ソ連自身の要望で創造されたオーストリアの「永世中立」に、新しい解釈を提起した。毛沢東も一九四九年九月「垣根の上に坐っていることは不可能である。そこには第三の道はありえない。われわれは第三の道という幻想に反対する。中国のみならず全世界を通じ、例外なく、人民は帝国主義の側に立つか、社会主義の側に立たざるをえない。中立主義はカムフラージュにすぎない。第三の道は存在しない」と、中立主義を全面的に否定している。

ソ連はユーゴーの中立主義を強く非難し、またハンガリーが一九五六年一月二日オーストリアと同様な中立の承認を国連に要求すると、五万の軍隊と三千の戦車をもってこれを押潰し、ナジ首相を暗殺した。ルーマニアに対しては同国の中立化を唱導する者は、犯罪として「死刑」（一九五八年七月二日刑法第一八七条一項）の厳刑をもって臨んでいる。ソ連が日本と西ドイツに対し中立の押売りを繰返す魂胆も、真の中立を望んでいるのではなく、それが他の目的のためにする手段に外ならないことを雄弁に立証する。

第五節 西欧社会党と中立主義

フランス社会党によると「中立は幻想であり危険である。それは真空状態をつくることによって、ソ連の侵略に道を拓くからである。中立になれば戦時には双方から破壊される。平和の努力への発言権を失い、国際的に孤立する」とある。ノールウェーの社会党は「これまで中立政策をとってきたが、侵略の可能性ある大国の存在する限り、戦略上から中立は許されない、との苦い経験を学んだので、ナトー条約機構に加盟した」と声明した。デンマークの社会党によると「大国間の戦争に巻き込まれるか否かは、個々の小国の願望によって決定されるものではない。不侵略条約があってもデンマークはドイツに占領されたので、中立は誤りである」と知った。友邦をもたない無防備の孤立よりも、ナトー条約機構に加盟して協力する」とある。永世中立国スイスと、中立主義をとるスウェーデンの社会党は、中立には多額の「国防費」を不可欠な要件とすることをたえず警告している。ドイツ社会党のブランド党首は今日のごとく保守党との連立内閣に参加する、ずっと以前一九六〇年一月二四日ハノーバーの党大会で、「社会党はナトー条約機構上の一切の権利義務に忠実たる宣言に絶対の約束を与える。ナトーを危殆ならしめるなにごともしない。ドイツ社会党が西ヨーロッパの弱体化を望んでいるとは真実でない」と声明している。ナトーに該当する安保条約を、あらゆる方法で「危殆」ならしめつつある日本社会党とは鋭い対照である。一九六〇年二月一日イギリス下院でロイド外相は、「現在の状況下でドイツの中立化政策は、アメリカ軍の撤退を意味し、ヨーロッパの中央部に真空状態をつくり不安を増大する。中央ヨーロッパにおける「引離し政策」(disengagement policy)も、ドイツの中立化に導く。中

中立されたドイツにヨーロッパの中央部で、ソ連と西欧側とを張合わせ、漁夫の利を収めしめることは大きな危険がある」とドイツの中立化に反対する理由を説明した。これら西欧諸国における中立主義反対論の根拠は、そのまま日本にも妥当する。特にデンマークとノールウェーの社会党がとった見解は、血のにじんだ苦い体験に基く貴重な合理的結論であつて、現実に即し日本人にとって好個の教訓でなければならぬ。

結 言

日本が永世中立はもちろん、中立主義をも拒否して、全世界の他の四三カ国とともに、アメリカとの友好同盟を選んだわけは、必ずしも単に軍事面の必要にのみよつたものではなく、経済的、政治的、社会的、文化的その他あらゆる面において、運命共同体を構成するアメリカを離れて、自由のうちに一億日本人の安全と繁栄は絶対に期待できないからである。日本は二〇世紀の初頭二〇年間、世界のリーダーたるイギリスと極東平和の柱石たる日英同盟をつづけ、そのお蔭で国運を賭した日露、日独両戦役にも勝利を収め、世界の一等国の列に加わることもえたのである。第二次大戦後の日本は、幸にも、世界で最も強い最も富んだアメリカの同盟国として、国の安全を保障してもらつた上に、経済的、技術的援助までうけ、文字通りの廢墟のうちから立上り、短期間に国民総生産高で世界第三位に達する驚異的復興と発展を遂げている。しかるに今や日本国内にはかかる貴重な恩恵を与えた日米の同盟関係を解消して、「共産主義国との不侵略条約」に日本の安全を依託せんとする、危険とも愚ともいいようのない声が、人心を迷わせつつある。これはダイヤモンドをガラス玉と交換して喜ぶ精薄児か、掌中の璧を泥沼に投げ込んで自笑する狂人の業

でなければならぬ。自国の安全をソ連との約束に依託した国が、どんな運命に陥ったかは、近く日本人自身が熱湯を呑んだばかりではないか。ソ連のチェコ侵入はソ連の侵略史上最近の一事例にすぎない。

しからばわれわれは日米安保条約によって、なにを防衛せんとするのか。防衛に値いするどんなものが日本にあるというのか。これに対する回答は、安保条約の防衛せんとする価値は、人類の貴重な遺産であって、自由世界にのみ存在し、共産世界に発見されない価値である。詳言すれば言論出版の自由、表現の自由（デモなど）、信仰の自由、良心の自由、集会結社の自由、職業選択の自由、ストライキの自由、選挙の自由、居住移転の自由、出入国の自由、特に政党を組織して一党の独裁を排除する自由、政府を批判攻撃して政権の交代を要求しうる自由など、すべて共産主義国では拒否されている基本的人権がそれである。かかる自由を許すことが、共産政権と両立しない最も生々しい実例は、チェコに対するソ連の無惨な弾圧である。全部でなくとも最後の二つの自由を許せば、その瞬間に共産政権は崩壊する。かかる自由を奪われた人民は、人間の顔をしているが、実は人格を失ったロボットにすぎない。われわれが社会党の中立論を排し、安保条約を堅持する目的は、日本人がかかるロボットに顛落することを阻止するにある。社会党の推進しつつある日本の中立化工作は、フルシチョフ時代におけるソ連政府の日本中立化政策と、内外呼応して猛威を逞うしたことは既にのべた。しかし健全な大多数の日本人はその誘惑に乗らなかつた。社会党の向う終着駅は、日本をアメリカから引離し、共産圏に引入れんとする、世界の大勢に逆行する危険なコースだからである（国際法、外交史専攻）。